

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における 定額減税・低所得者世帯支援の実施に関する指定都市市長会緊急要請

コロナ禍を乗り越え改善しつつある我が国の経済を更なる成長軌道に乗せていくため先般閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、物価高による国民の負担を緩和することを目的として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の定額減税を実施するとの方針が示されている。

今回の経済対策の決定を受けて、住民に最も身近な基礎自治体であり、人口が集中する指定都市として、国との連携を密にし、物価高騰対策をはじめ、地域住民の安心安全な生活の実現、地域経済の活性化を図り、総合経済対策による措置を確実に実施するため、指定都市市長会として下記のとおり緊急要請する。

記

- 1 令和6年6月からの個人住民税の定額減税や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者への措置を確実に実施するため、所得税額や住民税額を減税額が上回る場合の対応など、具体的な制度内容について地方の意見を十分に踏まえた上で早急に決定し、人口規模の大きな指定都市の事務が確実かつ円滑に執行できる簡素な制度設計とすること。また、住民税の税額等を基礎に利用者負担額等を算定している社会保障制度等の事業実施に支障が生じないように、制度設計に万全を期すこと。
- 2 地方自治体は、基幹業務システムの標準化・共通化に向けて作業を進めており、システム改修事業者の体制確保が困難な状況である中、税務システムを改修する必要があることから、改修に要する期間を確保するなど万全な措置をとること。
- 3 個人住民税の減税に伴い、税務システムの改修はもとより、社会保障制度等、減税の実施に伴い各種システム改修経費のほか、必要な経費については、全額国において財政措置を講ずること。
- 4 個人住民税の減税による減収分に係る国からの補填については、地方債による措置を行わず、国の責任において、その全額を地方特例交付金として確実に措置すること。また、交付時期等について地方の財政運営に配慮すること。
- 5 所得税の約3割は地方交付税の原資であるため、所得税の減税による減収分については国の責任により確実に補填し、地方の固有の財源である地方交付税の必要額を確保すること。

令和5年12月13日
指定都市市長会